

土木森林環境委員会会議録

日時 平成30年10月1日(月) 開会時間 午前10時02分
閉会時間 午後1時41分

場所 委員会室棟 第4委員会室

委員出席者 委員長 大柴 邦彦
副委員長 卯月 政人
委員 臼井 成夫 鈴木 幹夫 宮本 秀憲 久保田 松幸
土橋 亨 古屋 雅夫

委員欠席者 石井 脩徳

説明のため出席した者

県土整備部長 垣下 禎裕 県土整備部理事 水上 文明
県土整備部次長 小澤 浩 県土整備部技監 丹澤 彦一
県土整備部技監 望月 一良 総括技術審査監 佐藤 昭夫
県土整備総務課長 成島 春仁 景観づくり推進室長 清水 宏
建設業対策室長 渡邊 健二 用地課長 大野 健
技術管理課長 小林 伸二 道路整備課長 清水 敬一郎
高速道路推進課長 飯野 照久 道路管理課長 小島 一男
治水課長 武藤 敏正 砂防課長 越智 英人
都市計画課長 樋口 有恒 下水道室長 葉袋 光宏
建築住宅課長 渡井 攻 住宅対策室長 久保寺 淳
営繕課長 小田切 浩

森林環境部長 井出 仁 林務長 島田 欣也
森林環境部次長 山本 盛次 森林環境部次長 山岸正宜
森林環境部技監 金子 景一
森林環境総務課長 保坂 陽一 大気水質保全課長 渡辺延春
環境整備課長 本田 晴彦 みどり自然課長 村山 力
森林整備課長 増田 義昭 林業振興課長 山田 秋津
県有林課長 鷹野 裕司 治山林道課長 中込 巖

議題 (付託案件)

- ※第74号 山梨県建築基準法施行条例及び山梨県の事務処理の特例に関する条例中改正の件
- ※第75条 平成30年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中土木森林環境委員会関係のもの及び第2条繰越明許費中土木森林環境委員会関係のもの
- ※第76号 平成30年度山梨県恩賜県有財産特別会計補正予算
- ※第77号 平成30年度山梨県流域下水道事業特別会計補正予算
- ※第79号 和解の件

審査の結果 付託案件については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した。

審査の概要 まず、委員会の審査順序について、県土整備部、森林環境部の順により行うこととし、午前 10 時 2 分から午前 11 時 37 分まで県土整備部関係、途中休憩をはさみ、午後 1 時から午後 1 時 41 分まで森林環境部関係の審査を行った。

主な質疑等 県土整備部関係

※第 7 4 号 山梨県建築基準法施行条例及び山梨県の事務処理の特例に関する条例中改正の件

(山梨県建築基準法施行条例及び山梨県の事務処理の特例に関する条例中改正について)

宮本委員 まず初めに、資料の 2 ページ目の I の建築物の敷地と道路の認定制度についてお伺いしたいんですが、おそらく値段が下がったということは、簡略化ということで、先ほど課長から法改正の背景があったということですが、まず県内では年間どれぐらいの件数が見込まれているのかお伺いしたいと思います。

渡井建築住宅課長 建築基準法の許可の件数は、過去 5 年平均しますと年間 20 件足らずになります。また、今回新たな省令基準による認定件数につきましては、三、四件程度が見込まれております。

宮本委員 ありがとうございます。
その下の II のほうの、1 年を超えて使用する仮設興行場等の建築許可制度についてということですが、これは具体的にどういう施設というか、ちょっとイメージが湧かないので、どういったものが対象になるのかということと、現在そういったことも含めて県内で計画されているものがあるのかお伺いします。

渡井建築住宅課長 今回の仮設興行場等の 1 年を超える新たな制度につきましては、2020 年東京オリンピックのものを想定して、その 4 年前、2016 年のリオデジャネイロオリンピックにおきましては、スタッフの作業場の小規模なものや選手の練習場などが基本的に仮設でつくられたと聞いており 2020 年東京オリンピックにつきましても同様なことが想定されるために創設されたものであります。

本県におきましては東京オリンピック自転車ロードレースとか、あと、県内 11 の市町村がホストタウンとなっていることから事前合宿が計画されているという話も伺っております。しかしながら、仮設許可の関係につきましては、今のところ具体的な相談はない状況であります。

土橋委員 本当に単純な質問なんですけれども、1 年を超えるという、1 年以上というのは大体どのぐらいまで？ 超えるということと 10 年も 100 年もあるかもしれないんですけれども、簡単に言うと、1 年を超えるというのは、許容範囲というのは大体どのぐらいまで考えているんですか。

渡井建築住宅課長 まだ改正が施行されていけませんので全国的な動きはわかりませんが、調べたところによりますと、昭和 25 年に法が制定されたときには半年でした。それが 45 年頃に 1 年になりました。動きとしましては、社会情勢を見ながら緩和されているというのが実態であります。

基本的には、仮設建築物ですから恒常的なものではないということであり、緩和措置が結構ございます。内装の規定とか、構造の規定とか。したがって、建築審査会の同意を得る行政庁の段階において、具体的にそれが本当に安全なのかどうなのか、専用に使っている方々以外の普通のお客さんたちの出入りがあるのかどうなのか、そういったことも総合的に勘案しながら審査してまいりたいと思います。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第75条 平成30年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中土木森林環境委員会関係のもの及び第2条繰越明許費中土木森林環境委員会関係のもの

質疑

(東京オリンピック自転車ロードレース競技整備事業費について)

宮本委員 県土3の道路橋梁管理費3億円のマル臨、東京オリンピック自転車ロードレース競技整備事業費についてお伺いいたします。このコース整備事業ということで、整備を実施する目的と、具体的にどのような整備をするのかという内容をお伺いしたいと思います。

小島道路管理課長 オリンピックの自転車ロードレースのコース整備事業費について、目的と具体的な内容ということです。オリンピック大会で要求される施設水準を満たすだけではなく、コースは、今説明いたしましたように富士北麓を走りますので、富士山の周辺の美しい風景にふさわしいコースとなるように道路環境整備を実施することを目的としております。

先ほどの資料の中で、路面舗装とか、ガードレールの補修箇所とか、樹木の枝打ち箇所という形で写真を載せさせていただいておりますが、このようなところにつきまして道路の環境整備を実施するということです。具体的には、舗装補修を約3キロ、それから、ガードレールの取りかえ、ガードパイプ、茶色のものですが、そういうものの取りかえが約2キロ、それから、横断側溝や縦断側溝。例えば樹木の枝打ちの写真を見ていただきますと、水路ですけれども、縦方向に蓋がしてない部分があったりします。オリンピックのコースに決定されてから自転車の利用者等が増加しております。これらの方々の安全も含めてこういうところに蓋をするなどの水路関係の整備。それから、樹木の枝打ち、また、除草とか路面清掃とかトンネル清掃等、環境整備を行う予定でございます。

宮本委員 ありがとうございます。今回3億円ということで、結構、今回の補正の半分弱ぐらいの大きなお金だということなんですが、当然オリンピックに係る整備費ということなので、オリンピック組織委員会等からコース整備の費用負担があるかどうかという、そういったことに関してお伺いしたいと思います。

小島道路管理課長 組織委員会からはコース整備に関する補助金等の費用負担についてはありません。実は私ども直接お話しさせていただいてなくて、オリンピック・パラリンピック推進室が窓口になって県の代表として組織委員会と話をしているん

ですけれども、今のところ、負担については明確に回答をいただいております。

組織委員会からは、これまで行ってきた日常的な維持管理レベルを保つことが求められておりました、舗装等の大規模な改修は積極的には求められていないのが実情です。ですけれども、山中湖小山線、ちょうど三国峠から、この資料の中の下のところ、三国峠が右下にありますけれども、そこは高いところからずっとおりてくるというところですので、そちらについては舗装補修の協力要請がございました。あくまでも要請ということで、通常の維持管理の中で対応して欲しいというのが組織委員会の言葉で、どうしても対応しろというような言い方ではないのですが、今出ている言葉としたら、協力要請をいたしませんということ、この部分については言われております。

今委員の御質問の組織委員会からの負担金等はないのかという部分でございますが、今のところ、明確に負担金をいただくという形はとれておりません。

宮本委員

すみません、ちょっと確認。今のところないということで、きっとこれから要請をしていくのかなということも私も暗に感じ取ったところなんですけど、確認なんですけれども、今の状態でやってくれて構わないというふうにオリンピック組織委員会で言っているということで、逆に何もしなくてもこのまま開催できるという認識でもよろしいんですか。

小島道路管理課長

そのとおりです。ですが、今の路面状況、特に今言いました協力要請があったところにつきましては、斜度が20度もありまして、下りで非常に危険ということもあります。私どもといたしましても、実は先ほど話しましたが、オリンピックが決まってから、かなりのお客さんが自転車で来ております。それから、今後のことも考えますと、速やかに悪いところは補修するべきと考え、私どもとしたら舗装を今回考えております。

宮本委員

すみません、じゃ、ぜひオリンピック組織委員会からお金を、補助をいただけるようお願いいたします。

あわせて、ロードレース、先ほどおっしゃったように非常に関心が高くて、既にお客さんもかなり来ているということなんですけど、実際、ツール・ド・フランスなんか見ると、沿道にお客さんがすごくたくさん来てまして、そういった可能性も予想されると思うんですけれども、観戦スペースというか、当然ただの道路なのでそんなものは今のところないと思うんですけれども、そういったものは今後検討されるのでしょうか。

小島道路管理課長

今のところ組織委員会では、沿道の資材置き場や、逆に言うと、観戦を禁止するエリア。大会は完全に道路を通行どめをかけて行います。通行どめの中で、歩道があったりすれば、両サイドとか応援とか観戦ができるのですが、今言いますように、渡らせないとか、そういう観戦スペースについての選定とか観戦方法については、まだ具体的な内容については言われておりません。今後、組織委員会と、それから、道志村や山中湖村等関係機関と調整する会議の開催について決定されており、今後検討を進めていくということで、どこを観戦エリアにするか、どこは観戦してはいけない、道路を渡っては困るとか、そういうところをどうするんだということについて、今の段階で決まっております。

ちなみに、4都県合同連絡会議が8月に1度開催されまして、今度は分科会に分かれて、規制する分野、それから、我々道路管理者の分野、それから、地域の分野、そういう形で分科会をつくって検討していくと聞いております。そ

れから、山梨県内では、組織委員会や警察、先ほど言いましたオリンピック・パラリンピック推進室、私ども県土整備部と山中湖や道志村が一緒に行く合同打ち合わせ会をこれまで5回ほど開催しております。いずれにいたしましても、オリンピックの組織委員会から出る意見を聞きながら、今後進めていきたいと考えております。

宮本委員

ありがとうございました。

最後に、他県の状況というか、同じルートになります神奈川県や静岡県のコース整備状況、それもあわせて、今知っていらっしゃる範囲でどういう状況になっているのかお答えいただければと思います。

小島道路管理課長 他県の状況ですが、隣接する静岡県と、それから、政令指定都市になっております相模原市、そちらの担当者とは常に密な連絡態勢をとっております。聞くところによりますと、静岡県は、舗装の補修について、どこをやるかというのを今検討中であると。30年度の当初予算でオリンピックに向けて予算確保をしたという話も聞いております。また、相模原市については、今のところ、舗装については、組織委員会等からの特段の協力要請がないという中で、外側線整備等はやっていくと。相模原市も、今後詰めていくことで、あまり詰まっていないというのが現実でございます。相模原市も、舗装等について、他県の状況を見ながらやっていきたいというように言っております。

卯月委員

今の宮本委員の質問に関連してですけれども、富士山の世界文化遺産の登録以降、全体にそうなんですけれども、特に道志みちといいますか、このところ非常に交通量がふえております。土日なんかは、特に道志の道の駅ですか、あそこは大型バイクのツーリングルートのメッカみたいになっていて、宮ヶ瀬ダムからそちらまでのルートが非常にオートバイもふえています。なおかつ、団塊の世代の皆さんが、富裕層といいますか、その方たちがうん百万もするバイクに乗って、次々と訪れていると。この人たちは、この間一般質問にもありましたけれども、本当にお金を相当使ってくれるお客さん方だと思うんです。当然、今のハイブリッドカーよりも全然燃料は食いますし、燃料も入れる、山梨県に来るとしっかりと買い物もして帰ってくれるという、そういう方々がほとんどですし、タンデムは少なく、ほとんどの人が一人で1台のバイクに乗って来る。相当お金を落としてくれるような状況なんです。

そういった方もふえている。ましてや車もふえている。先ほど説明ありましたとおり、自転車もロードレースが決定した後もどんどんふえているという形ですから、交通量もふえていって安全性も問われてくることになると思うんです。今、まだ組織委員会のほうからは具体的なあれがないと言っていますけれども、オリンピックを機にしっかりと要求をしていただいて、道路自体も遺産として、レガシーとして残せるような要求をしていただきたいと思いますけれども、それについて御意見ありましたら、お願いしたいと思います。

小島道路管理課長 今委員御指摘のとおり、本県で初めてのオリンピックの開催でございます。これを絶好のチャンスと捉えて進めなければならないと。私どもといたしましては、今事業として考えているのは、道路環境の整備。具体的に言いますと、舗装を直したり、木を切ったり。木も、これまでの剪定の仕方としては強剪定、結構刈り込むような形で、この後も利用者に対して使いやすい形、そういうものを考えて整備をすることにしております。今後どのような形で進めていくのかについては、道志村と山中湖村とも協議をいたしまして、人の集まる場所と

かそういうところについてどう整備するのかということについても検討していきたいと考えております。

臼井委員 小島課長にお尋ねするのかわいのかどうか、にわかな質問で悪いけれども、この3億円の予算ソースは全て県債県費となっているんですね。国補というのはこれらに対しては、もちろんオリンピックに関連ということもありましょうが、こういった道路のメンテナンスに対して国補はないんですか。

小島道路管理課長 補修につきまして国補事業はございます。ですが、それはもう既に当初予算で上げさせていただいて、国のほうからも交付決定していただきまして、これに新たに国補を入れるという形は考えておりません。

臼井委員 いや、小島課長、考えているとかいないんじゃないじゃなくて、県だってそんなに潤沢な、恵まれているわけじゃないので、しかもオリンピックという大義で、本来オリンピックの、これ、確かにこの写真を見ると、この道路状態では、私も自転車はかつて県の責任者をやっていた経験があるんだけど、これは走れませんかよ、はっきり言って、この写真見る限りでは。当然こういうものはしっかりメンテナンスしなければいけないと思うけれども、考えている、考えていないんじゃないじゃなくて、こういったものは国補の対象になるんじゃないかと。もちろんオリンピックということで国を挙げてのいろいろなことを今準備しているわけですけども、ちょっと課長に失礼だけでも、考えているんじゃないじゃなくて、考えるべきだとか、あるいはあつてしかるべきだと、こういうふうに僕は思うんだけど、いかがなんですか。

小島道路管理課長 私の説明が足りませんで、申しわけございませんでした。今、臼井委員から言われていますように、本来ですと、国補で対応できたら国補で対応するのがいいんじゃないかと、そのとおりでございます。実は舗装補修につきまして国補事業はございます。その国補事業につきましては、今年度につきましては、既に交付決定され、整備場所が決まっております。そういう中で、じゃ、来年整備したらどうかというのもございます。そういう中で、実は来年既にもうテストイベントが準備されております。今回なぜ9月補正に計上させていただいたかということは、来年の夏に開催されますテストイベントに間に合わせるということで今回計上させていただいて整備を行いたいということです。国補事業の対象にならないのかといたら、ならないことはないのですが、今年度につきましてはもう既に交付が決定する形の中で、じゃ、来年度に要求して施工したらと考えますが、来年度になりますと間に合いませんので、それで、今回県の単独費といいますか、その中でお願いしたいなと考えております。

臼井委員 課長、たびたび悪いけど、要するに、規定の、既に国から決定されている補助金が使え・使えないんじゃないじゃなくて、こういったオリンピックという国家プロジェクトにもかかわらず、しかもこれは県管理の国道ですよ。言ってみれば、国道であることは間違いない。そういう意味で、私はこういう緊急性の高いものは、今までの枠として補助金が幾らあるか云々かんぬんじゃなくて、緊急性の高いものであり、しかもこういった国家のプロジェクトであるオリンピックに対して、ただ普通の年間決っている道路のメンテナンスの補助金にこれは当てはまらないというか、その補助金をこれに回す余裕がないから、県費なり県債でするんだと、こういうことだけど、土木部長、あなたはそう思わないかい？ こんなものこそ国費を充てればいいじゃないか。僕はそう思うよ。国

家のためにやるんだ。山梨県のためにオリンピックをするわけじゃないんだから。こんなものは補助金持ってくればいいじゃないか。

垣下県土整備部長 すみません、まずこのオリンピックのいろいろな環境整備のための、実はそれを目的とした補助制度は残念ながらございません。そういう中で、さまざまなスケジュールの中でやり繰りをしながらやっているわけでございます。現行の制度の枠の中か外かというよりは、いろいろ国からもらう交付金の中、補助金等、県費、そういうものの中の組み合わせの中で、現時点の制度のもとで国から引き出せるお金をベースに、とりあえずこの事業につきましてはまず県費で執行させていただこうというものでございます。

先ほど質問がありましたとおり、そうは言いながらも、委員御指摘のとおり、これだけの国家プロジェクトですので、組織委員会あるいは国のほうには、緊急性あるいはプロジェクトの重要性に鑑みて、我々としても予算措置もぜひしてくれということをお願いしつつも、先ほど課長が御説明いたしましたとおり、今やらないと来年7月にプレイベントに間に合わないということで計上させていただこうとするものでございます。

白井委員 極めて納得のいかない話だな、はっきり言うけれども。こんなものは、これを見ると、県債県費とあるんだよ。例えば話は違うけれども、中部横断の県負担金だって、かつて横内知事は180億円を国に折衝して30億円の負担にとどまると。150億免除されたなんていう経緯もある。また、今回の110億近い県負担なんかも今、議論になっている、はっきり言って。こういうことを考えたって、こんなものはなぜ県で100%、県債まで使って負担しなければならないの？ 何としても納得はいきかねると。私は山梨県の議員の立場で、そういうことを強く申し上げておきます。別に小島課長の責任だとか何とか全く思わないけど、私は。これはこれでいい。

(繰越明許費について)

それから、先ほど成島課長が、私の聞き違いだったらこれは結構ですけども、国交省の指導か何かで、工事の平準化を目指して繰越しをするんだということを、成島課長、そんな説明してなかった？

成島県土整備総務課長 先ほどの御説明に当たりまして、国から施工時期等の平準化に向けて、適正な工期とか計画的な発注を求められているので、債務負担行為とか繰越し制度の適切な活用を要請されているというふうに説明をさせていただいたところでございます。

白井委員 一方の課長や室長の説明では、適正な工期を確保するために繰越しをするんだと。課長の説明は、平準化のために繰越しをするんだと。これ、成島課長とその他の課長の説明なり答弁なりに若干矛盾を感じるけれども、あなたの言っていることは、工事の平準化を国が求めていると、そういうゆえに繰越しをしたりするんだみたいな、今も答弁したのもそういう感じなんだよね。ともかく工事は前倒ししましょうとか何とかいろいろなことで、せっかくいただいた予算だと、早く着工しましょう、いろいろなことを言う。もちろん平準化というのはあります。これは私も全然理解できないわけじゃない。であるけれども、繰越しの大義が、平準化のために繰越しをするのか、工期がどうしても必要だから繰越しをするのか、その辺が何となく矛盾というか、そういうことを感ずるんだけど。これ、答弁もらってもまた同じ話になるかもしれんけれども。

本来的には工事の平準化というのは、もともと発注を平準化すれば平準化できるわけだ。予算を先に確保していて、予算がありながらも、平準化のために発注をおくらせるんだとか、あるいは繰り越していくんだとか、何かこれちょっと矛盾を感じるんだけど、他の委員の各位が矛盾を感じるか感じないか私はわからんけれども、私は何となく矛盾を感じる。平準化ということはわかります。ある意味では当然のこと、あるいは繰り越しという意味もわかる。けれども、平準化のために繰り越していくんだというのと、工期がないから繰り越していくんだというのと、これ、矛盾があるんじゃないの？ もっとはっきり答弁ができるんだったら、答弁してください。

成島県土整備総務課長 すみません、私の説明がちょっと言葉足らずのところがあって誤解を招いたとしたらおわび申し上げなければいけないんですが、工事の平準化のためというより、結果としまして、適正な工期をとることによりまして、翌年度の4月、5月のところも工事量がある程度確保できるので、早期に繰り越しをし、適正な工期をとることによって、結果として平準化につながっていくと考えているところでございます。私の説明が、平準化のためにもしそのような誤解をしたとするのであれば、まことに申しわけなかったなと思いますけれども、基本的には適正な工期を確保していくという点で、それが平準化につながっていくというふうな理解をしていただければと思います。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第77号 平成30年度山梨県流域下水道事業特別会計補正予算

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第79号 和解の件

質疑

(和解の件について)

土橋委員 この破産者、小泉建設って、社長はもう亡くなってしまっているんだよね。そうよね。もう完全に弁護士さんとのということですか。

成島県土整備総務課長 もう破産手続開始以降は、代表として管財人である弁護士が全て窓口となって行っているという状況でございます。

土橋委員 私の記憶するところだと、以前にもこの会社は、砂防工事、ダムをつくるような工事の中に大きい石をいっぱい入れておいて強度が悪かったとかといって訴えられたとか、そんなことがあったような気がするんですけども、その建

設会社ですよ。わからんかな。

成島県土整備総務課長 その件に関して私のほうで承知していないものですから、後ほど確認をさせていただければと。

土橋委員 1回やってしまった人はもう絶対だめだということじゃないにしても、だますようなことをしたんだよね。砂防って、土砂災害を防ぐためのダムみたいなものをとろとろにつくっているところに、コンクリートじゃなくて、大きな石ころをいっぱい入れてコンクリートの量を減らしてとかとってニュースになったところがたしかここだったかななんて思っているんです。ちょっとしたことで知っている人だったんだけど、大きな家に住んで元気にやっているんだな、ああいう事件があった割には頑張っているんだなと思ったら、まだこういう話が出てきてしまっていたからちょっと意外に思ったんですけれども、県のほうでは、例えば1回こういうことをしたら、次の指名は、もうだめだよとかという厳しい処置というのはいないんですかね。

小林技術管理課長 指名停止措置要領はございます。それは過去の事例とか、その措置要領の中にも、こうした場合は何カ月とか2カ月とか、この場合は3カ月とか規定ございますので、その規定にのっとって適正に処理はしてございます。

土橋委員 談合の話でもって指名停止をして、長い間だとやばいからこの辺で堪忍してやろうじゃないかみたいな、議員からの提案があったりなんかしたこともあったんですけれども、実際に請負工事の中に大きい石をいっぱい入れておいてコンクリートの量を減らしてというのは、これは詐欺とか犯罪行為ですよ。そういうことをしたところに対してはもっと厳しくなってしまうといいような気がする。厳しくしなければ、またやる。今、2カ月3カ月ほっとければまたいいやということにもなりかねない。それが半年だったら、半年我慢していればいいや、どこかの下請けでもやっていたらいいやということにもなりかねん。やっぱりそういうところは厳しく県は、こんなものは完全に犯罪だったわけですから、もう永久指名停止とかそのぐらいのことがあってしかるべきじゃないかなと。要するに、だましていうか、承知でだましていう。まさにここ、多分それ、しっかり覚えているつもりでいるんですけれども、そういうことをした会社なんですよ。それが今、平気でこういうことをやっていたら、倒産して、またそんな和解勧告だ何だと面倒くさいようなことをやらにやならんことになっているというんだから、よっぽどしっかりした県のルールも、甘くなくしていかなければいけないなと思います。よろしくお願ひします。

大柴委員長 答弁はいいですか。

土橋委員 いいです。答弁ができるの。

大柴委員長 これ、よく調べておいてくださいね。

土橋委員 多分その会社だと思う。

小林技術管理課長 先ほど土橋委員のほうから話がございました小泉建設の、過去に生コンの中に石を入れた事案があったという話をいただいて、今早速調べました。平成17年度でございますが、県発注の滝戸川上流復旧治山工事のコンクリート堰

堤の施工に当たり、谷どめ工右岸袖天端部分のコンクリート打設を行った際、コンクリートが不足したため、作業員が周辺の石を投入して堤体の一部とする粗雑工事を行ったという事実がございました。このことを受けまして、当時、県のほうで3カ月の指名停止をしております。

私ども発注者といたしましても、たまたまこのときはこういう事案がございましたが、施工プロセスチェックを毎月1回、あと、施工体制パトロールということで年4回に重点的にパトロール等をしてございまして、こういった事案の発生がないようには努めているところでございます。

土橋委員

今言う滝戸川は全部承知して言っていたんです。新聞にも出たりしてその事件が流れたんですけども、なぜ覚えていたかという、滝戸川って実は私の家のすぐ上を流れている天井川で、いつも危ないと言われる川がその川だったんです。その川を受け持った業者が、作業員のせいにしたのかどうかかわからないけれども、基本的には強度不足でつくっていたなんていうと、その下に住んでいる我々としてみると、すごい不安に思った。これは事実です。

その業者が3カ月ぐらいで平気な顔をしてまた仕事もやっているよという、その体制というのをしっかり持っていてもらいたいなど。例えば悪意ですよ。ほかの土木業者がやっている、みんなの習わしみたいなものだとかいろいろあるかもしれないけれども、コンクリートに石をたいへん入れてコンクリートの量を減らすなんていうのは本当に悪意でやっていることだから、実際に滝戸川の下に私たち住んでいるところで、滝戸川の上の工事がこうだった、新聞にも出ているよという話になると、何か信じられない、怖い。だから、いつも大雨になると、滝戸川がいつ切れるのかなという心配をしていなければならない。

それをやった業者が3カ月ぐらいでまた次の仕事をしているのかなみたいな、そういうことを感じたから言いました。ぜひその辺のところはしっかりやってもらわないと困る。川なんていうのは特にいつ氾濫が起きるかわからない。近くにどういう人が住んでいるかわからない。滝戸川が切れたときには、かなり的人数が死んでいますから、あそこ、大勢の人の死人が出ている川ですからというつもりで、今の質問をさせてもらいました。ありがとうございました。

討論

なし

採決

全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※所管事項

主な質疑

(台風の対応について)

久保田委員

実は私も消防団長で、4時まで消防団に詰めていたんですけども、南アルプス、初めて消防団と総務部が一緒になって危機管理室が始動したら、使われるんじゃないかなと。案の定、きのう使われて詰めていたんです。そして、7カ所へ避難所を設けて、そんなことやったことないんですけども、いざ、広報とかいろいろしてやったんですけども、15名しか来てくれなかった。やはり災害が来て初めて恐ろしさを知るんじゃないかなと思うんです。やはり詰めた感想として、今、部長が県の担当する箇所は何カ所かあったと。やはり少しおくれてもいいんですけども、市、町、村の、やっぱり県が最終的には指導

するんですから、全体を把握してほしいなと思います。

実は千野建材の置き場が、土砂が流出したんですね。それは千野建材自体が今朝4時から残土を上へ上げたと思うんですけれども、やはり今すぐとは言わないんですけれども、大体1週間ぐらいたって被害状況を、山梨県全体のことを県が把握すべきじゃないかなとそう思うんですけれども、どうでしょうか。

垣下県土整備部長 最終的には県庁全体で全ての分野、全ての市町村も含めまして、被害状況等、これは決して公共土木施設に限らず、農業とかさまざまな分野の被災状況は追って取りまとめられる予定でございます。すみません、とりあえずまず今朝8時時点のという、私の所管しか把握してございませんでしたので、とり急ぎ、県土整備部関係ということで御報告をさせていただいた次第でございます。

古屋委員 私も実は昨日から今朝にかけて、今朝夜明けと同時に5時から、自分の市であります笛吹川の上流から含めて、琴川あるいは鼓川の辺を状況調査してきました。今朝、合同庁舎には幾つか申し出をしたんですけれども、特に河川の立ち木です。水量が多い今の時期だからこそ、立ち木調査をすれば、この立ち木は早く切らないと危ないなというのが、水量が少ない時期では全然影響がわからないんですけれども、まさに今の時期こそ早急に調査をしていただきたいと思ひますし、その辺の対策を早急に打ってもらいたいと思ひますが、その辺いかがでしょうか。

武藤治水課長 河川内の立ち木の件ですけれども、県でも昨年度緊急点検を行って、一応緊急箇所は調査してございます。ただ、今回はまた出水になりましたので、状況が変わっているということもございまして、早急に再点検をして状況把握したいと思ひます。よろしくお願ひします。

古屋委員 状況把握はいいんですが、対策で実行していただきたいと思ひますが、その辺はいかがでしょうか。

武藤治水課長 状況を把握した後、緊急性のあるものから順次対応をしていきたいと考えております。

大柴委員長 すみません、私のほうから1点だけ。やはり倒木とか、それがたくさん道路関係あるんですけれども、各地域で倒木の危険性をやっぱり早目に察知していただきたいというのと、やはり私も来ながら、信号機も大分曲がっていたりしたのがありましたので、その辺の早期の改善も願ひしたいと思ひます。よろしく対応願ひいたします。

小島道路管理課長 実は倒木につきまして、先の台風21号、それから、今回の24号と、暴風による倒木があり、先の台風の時には25路線で95カ所も倒木がございました。その後も倒木が続くというようなことがございまして、緊急点検をさせていただきながら順次行っています。倒木につきましては、電線にひっかかっているものについては東電さんと一緒にやっていくということで、いろいろ調整を図りながら、速やかに対応できるようにということで動いております。

今委員長からもございましたように、倒木については、調査して、立ち枯れているものは処理しておりますが、今回もありましたが、枯れていない、要は、生きている木が倒れるということもございました。そういうものにつきまして、調査をしながら、危ないものについては速やかに対応していきたいと思ひ

ています。よろしく願いいたします。

(テントウ沢砂防事業について)

卯月委員

大月市駒橋のテントウ沢砂防事業というのがありまして、明後日に地元説明会をしていただけるということになったようですけれども、この事業の整備施設の概要をお聞きしたいのと、事業全体の実施期間と事業費はどのぐらいのことを考えているのか、予定しているのかをお聞きをまずしたいと思います。お願いします。

越智砂防課長

大月市駒橋の地先にありますテントウ沢の事業概要でございますが、砂防堰堤、大体高さ7メートルから10.5メートルのものを3基入れる予定としております。今年度から実際の工事に着手するということで、もうそろそろ契約できるんじゃないかなというような状況になっているところでございます。全体事業費約3億6000万円を予定しておりまして、38年度までの完成を目指しているということですが、補正予算等も近年ございますので、そういうものを活用してできるだけ前倒しで完成させるように努力していきたいと考えております。

卯月委員

わかりました。この事業は御存じのとおり、テントウ沢のすぐ下流に国道20号、そのすぐ下にJR中央線が通っています。今回の今ほどの台風のお話ですけれども、そういった場合、土砂の押し出し等があると、山梨県に対しても非常に大きな影響を与えるといいますか、道路も鉄道も不通になってしまうというような状況が考えられると思います。非常に重要な工事だとも思うんです。戦後にはそういった実際押し出しがあってそこがふさがれた経過があるようですから、ぜひそういった認識のもとに工事を進めていただきたいと思います。

現時点での進捗状況と今後の予定、38年ということでしたけれども、近々の予定についてお聞きできたらと思います。

越智砂防課長

現時点の予定でございますが、先ほど申し上げましたとおり、1号堰堤は、今年度から工事、10月に着工いたす予定でございます。来年度、2期目の工事を実施いたしまして1号堰堤を完成させます。2号堰堤については、その翌年から着工できるように、今、用地等の手続を進めているところでございます。引き続き、3号堰堤もそのまま間をあげずに進められるように準備をしていきたいと考えているところでございます。

卯月委員

わかりました。当然道路も鉄道もそうなんですけれども、その下には集落もあって、地域の皆さんも非常にこの工事については長らく待ち望んでいたという状況ですので、ぜひとも速やかな事業推進を図っていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

(国道20号大月バイパスについて)

続いて、大月バイパスについてです。昨年12月に開通時期を延期するという公表がありました。この大月バイパスも、その上流側といいますか、中央病院のほうに向かって、花咲に向かってやっています。今言ったテントウ沢の付近から続いている道路ですけれども、この道路のバイパスの延期はどんな理由で延期になったのか、改めてお聞きしたいと思います。

清水道路整備課長

大月バイパス、国道20号の大月バイパスだと思いますけれども、平成23年に139号、都留へ行く国道のほうから東京側について開通しておりまして、今、

委員おっしゃるとおり、病院の裏からインター付近について工事をやっているという状況でございます。今のその区間につきましては、JRがすぐ隣を走るような状況になっております。その工事を始めましたところ、当初予定しましたものよりも、岩塊が大きくて、それがたくさん出てきたというようなことがございます。安全性とかそういうものを確保するために、のり面の対策工だとか施工方法の見直しを行いまして工程を精査した結果になりますけれども、それで開通の見込みが2年延期されまして平成32年になるということになったと理解しております。

卯月委員

わかりました。大きな岩が出たということで延期になったということですが、あそこがやっぱりインターまでつながると、利便性も高く、観光・防災の面でも非常に期待は大きいと思います。

現在、今お話にあったとおり、JRの横を結構立派な鉄骨で仕上げた工事用道路ができていまして、地元の方は実は、わからない方は、あれが道路だと思って、「できちゃってますね」みたいなことを言うんです、そのたびに、「いや、あれは仮設道路で、工事用道路のずり出しの道路ですよ」ということは説明しているんです。そういった期待が大きいんですけれども、見直した結果、その見直した予定に沿って今のところは進んでいるのでしょうか。

清水道路整備課長 確かに病院の裏側あたりに今、工事用道路ができていまして、あの裏はトンネルを今掘削していると思うんですけれども、トンネルも結構かたい岩が出て、掘削進度がちょっとおこなれているような状況もあるとは聞いてはいるんですけれども、見直しました平成32年という予定につきましては、それ以上おこなれることなく、今のところは順調に進捗しているというふう聞いております。

卯月委員

わかりました。ぜひ、国の事業ですけれども、国への働きかけを引き続きしっかりとやっていただきたいと思いますが、お答えできたら。

清水道路整備課長 県としましても、あのバイパスにつきましては、渋滞解消だとか、あとは、交通事故の減少とか、結構効果が大きい事業だなと思っておりますので、早期全線開通に向けて国と協力して取り組んでいきたいと思っています。よろしくお祈りします。

主な質疑等 森林環境部関係

※第75条 平成30年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中土木森林環境委員会関係のもの及び第2条繰越明許費中土木森林環境委員会関係のもの

(繰越明許費について)

鈴木委員 午前中にも土木の関係であったんだけど、繰越明許費の話で、今回の繰越明許費の計上をしている中で、森林環境部において公共事業の執行目標があると思うんだけど、その辺はどのように考えて、ここに計上しているのか。

そして、もう一つは、実際にどの程度執行しているのかお伺いをまずしたいと思います。

中込治山林道課長 森林環境部における公共事業、特に治山林道工事が主なものになりますけれども、その工事箇所については主に山間奥地を対象としておりますので、施工が冬季になると困難ということもありまして、早期発注に努めているところであります。今年度の目標につきましては85%の執行目標としているところでございます。

もう一つ、実際の執行でございますけれども、9月末現在で目標を上回る90%ほどの執行となっております。上半期の目標が、すいません、85%としております。実際の執行が90%を超えているところであります。

鈴木委員 確かに、早期の発注について努力しているということは今の説明でわかるんだけど、繰り越しの理由として、先ほど何か所もあったように、関係機関と調整のもとにと言っているんだけど、多いというふうな感じがしたけれども、具体的にどのようなことであるのか、まずお伺いをしたいと思います。

中込治山林道課長 今の御質問は関係機関との調整が多いという御指摘でございますが、具体的にですが、南アルプス林道につきましては、今マイカー規制をやっております。バスとかタクシーとかが通行しております。通行車両の安全に配慮して、11月の上旬まで通行していますので、それが終わってからと、安全上の配慮から発注が遅くなるということでもあります。

それからもう一つは、河川区域内で施工する治山工事があるわけですが、それについては増水期ではなくて渇水期に工事を施工するという河川管理者との協議になりまして、やむを得ず発注がおくれるということ。それから、工法の選択とか計画上の話で国と協議をする必要があります。その協議に時間を要して発注が遅くなったというようなことが、関係機関との調整の主なものでございます。

鈴木委員 これを見ると、要は、整備事業費の分だけで、あとは全部繰越明許になるよね。やっぱりこれ、去年はどうだったかわからないけれども、同時期と比べて、繰越明許費に係る箇所数あるいは金額、これはどうなのかな。

中込治山林道課長 ただいまの御質問でございますが、昨年度の同時期の繰越明許費の計上につきましては、件数ですと12件でございます。金額は4億4980余万円ということになっております。今年度、今回につきましては、件数ですと1件ふえまして13件、金額は3億9371万円ということで、金額ですと5,615万円余ほど減額となっているところでございます。

鈴木委員 結局、去年の同時期との比較を今聞いたんだけど、いずれにしても、やはりこういうふうな、毎年、繰越明許じゃないと、要は、やっていけないという言い方はおかしいけれども、予算がつかないという、予算的なものの中にはこういう方法しか、これが妥当ということでもいいのかな。どうなのかな。

中込治山林道課長 先ほどから、山間奥地でございますので、早期発注が森林環境部の方針でございますので、できるだけ繰り越し件数、それから、繰り越し金額ともに縮減をしていく努力をこれからもしていきたいと考えているところではあります。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第76号 平成30年度山梨県恩賜県有財産特別会計補正予算

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※所管事項

主な質疑

(台風24号の被害について)

久保田委員 倒木の関係で、停電がすごい、南アルプスでも1,000軒800軒かな、芦安線が、そのほかあると聞いていましたけれども、ほかはどこですかね。

島田林務長 倒木による停電の被害という、報道で知っている限りですけれども、今、井出が説明した部分につきましては、森林内の山地災害、それから、林道災害中心になっております。電線の被害といいますと、通常の電線がある部分というところにも、森林以外の立木等もありますので、こちらにつきましても、情報がありましたら、今、収集中であります。特に森林内の立木によります被害につきましても、今、あわせて調査中ですので、取りまとめ次第また御報告できると思います。

卯月委員 先ほど大月の駒橋地内の土砂流出ということがありましたけれども、私、多分きょうそこを通ってきたんですが、道路に土砂の流出、20号でいいのかなと思うんですけれども、水がたくさん出ていたんですけれども、土砂は見当たらなかった感じなんですけど、実はこの部屋に入る前に、大月の市議会議員のほうからもその話を今聞いたばかりなんですけれども、どんな状況か、わかる範囲で結構ですので、教えていただければよろしいですか。

中込治山林道課長 今、職員が現地に向っております。私どものほうには、駒橋地内におきまして、国道20号線への土砂流出というふうに報告を受けておりますが、ここについてはまだ不確定な部分もあるかもしれませんので、詳細にこれから早急に

調査をさせていただきたいと考えているところであります。

卯月委員 ぜひ詳細がわかり次第また教えていただけたらと思います。よろしくお願いします。

中込治山林道課長 承知いたしました。

(産業廃棄物業者格付け制度)

土橋委員 6月の議会のとて、私、山梨県の廃棄物の質問をさせていただきました。数字は今持ってこなかったんですけども、1,000トン近く処理したけれども、新たに1,000トンぐらいのものが捨てられているという。だから、もう本当に追いかけてこたという話を聞かせていただいたんですけども、そのときに、また、ふえていくといったらどうするんだという質問をしたら、関係機関等と連携したパトロールを強化するという話を聞きました。

その後、ちょうど6月だったんですけども、この新聞記事で、産廃業者を4段階に格付するんだという記事が出ていました。産廃業者が多分力を入れること、また、使いやすくなることによって、どこへ捨てていいかわからないようなものを困ってそういうところに捨ててしまうのが、産廃業者が受けてくれたり、持ち込んだりできるようになれば、これはすごいいい効果だと思って、格付をするんだと結構新聞に大きく出ていたんです。それからもう3カ月ぐらいたっているから、どのような状況になっているかを教えてください。

本田環境整備課長 格付の制度そのものを説明させていただきたいんですが、格付の制度は、県内に事業所を置く産業廃棄物処理業者を対象にしまして、地域貢献とか情報公開とかをしている優良な事業者を格付して公表することによって、認定された業者が、出す側、排出する事業者のほうに使ってもらうことによって、業界そのものの底上げをするということと、県民の理解を進めることにつなげていくというものです。3カ月たったところなんですけど、実際、問い合わせはあるんですけど、申請までになって上がってきたというのは2件となっております。

土橋委員 この新聞の内容の中に、環境保全だとか今言ったような地域貢献、事業の透明性などとか、いろいろな目標が書いてあって、これをするによって、優良な処理業者の育成につながるなんて新聞にも出ているんですけども、今2件。この新聞内容の中でだけ、対象となる処理業者は約800社ある中でもって、3カ月かかって2件しか申し込みがなかったという。どのぐらいがもともと上がってくる予定があったり、どのぐらいを対象に制度を持っていくんだという目標があったと思うんですけども、今、2社ということで、ものすごい少ないというか、少ないどころか、やった意味がないじゃないかぐらいの状態だと思うんですけども、その原因とか、今後どういうふうにしていくかということを教えてください。

本田環境整備課長 確かに少ない状況でして、なかなか制度そのものを事業者さんに周知が至っていないのかなという実感があるのと、5年に1度更新の許可があるんですけども、その許可の申請のときに出すという最初の制度設計はなっているんですが、今は随時出していただいて構わないというふうになっているんですが、その許可の更新のときに出そうかなと言っているところと、あと、1つから4つまでの星でランクづけしているんですが、やはり1つより2つ、2つより3つという、星の数が多いほうがいいということで、その条件が整ってから申

請を上げたいというところもあるようです。

そうは言いましても、優良な業者さんをふやしていきたいと考えておりますので、研修会等の機会を通じまして周知するとともに、出す側のほうでもそういった業者さんを使っていただくということが大切だと思っておりますので、そちら側にも周知をしていきたいと考えております。

土橋委員

実は森林環境部のところにはいつも私がお願いをしているのが、うちのすぐ近くにも大きな産廃の処理業者がありまして、それで、私のところに苦情が来ているのもう一カ所違うところ、もう民家のすぐ前にあるところなんかがあって、そこのところへ大きなものをガッシャングッシャンを持ってきて、山のように積まれると。山のように積まれるのが、外から見てもすごい格好悪いし、簡単に言うと、甲府南インターから甲府に向かってものの1キロも走らない右側にあるんですけども、あれを見ると、今から甲府へ入っていくのに、入り口が山のようになっていて格好悪いじゃないかという苦情、いろいろな人の意見も聞きます。ただ、それを今言うこの制度でもって少しみんなが勉強してよくなってくれればなと思うのが。その現場からものの二、三十メートル先にはもう家がいっぱい建っています。山盛りになってしまったやつを、山盛りになり過ぎたから崩そうと思って、ガッシャングッシャーンとやって午前中からすごい勢いで音が出ていて、その迷惑ですごく困っています。

もう一カ所のところなんかは、家のドアがあかなくなってしまったなんていう苦情が来ています。というのは、そこでガッシャングッシャンをやるから、だんだん家がずれてきたというような、それもまだそんなに古い家じゃないところがそんな苦情が来たりで、やっぱりこの人たちは、なくてはならない業者というのはわかっています。なければ、どこか山の中へ行って捨ててこいとかそういうことにもなりかねない。だから、すごい必要だけど、その人たちのレベルをアップさせるこの事業というのはものすごい期待する事業だと思っています。私のところのすぐの近くも、うちは500メートルまでなくても、始まったなという音は聞こえる。ただ、行ってみると、30メートル、40メートルのところに10軒ぐらい家があるんですね。そこのところにある日突然それができてしまって迷惑を受けている。

これを改善していくには、こういうシステムみたいなものをもっと厳しくじゃないけれども、全部登録してくださいとか、800社ある中で2社だけでは全然前へ向いていかないから、それをもうちょっと張り切ってやって、それで、できれば全員が4つ星になってくれるぐらい。もっと使いやすさ、困っている人がいたら取りに行くよみたいなのでどんどんやってくれば、山の中へ捨てるにいく必要もなくなってくるだろうし、やたらなところへ捨てることもなくなると思うから、この取り組みについて、もう一度しっかりした意気込みでやってもらいたいと思いますけれども、よろしくお願いします。意気込みをちょっと。

本田環境整備課長 できるだけ早く処理業者が取得できるように、こちらのほうも精いっぱい周知を図ってまいりたいと思っておりますので、またよろしくお願いたします。

土橋委員

ちょっともう一回だけ。意気込みの中で、まず周知を図っていくって、まさにそのとおりのんですけど、周知を図っていかなければ、800社あるところが全部ランクづけのやつを実際に知っているのかなということも今意気込みを聞いて感じたんですけども、いかにして周知を図っていくか、その方法も教えてください。

本田環境整備課長 業界団体の研修会とか、その他、処理業者を集めた研修会等でとにかく制度そのものを理解していただくように周知を図っていくとともに、やはり星を取ったところが自分のところがアピールができるように、県のホームページとかでも例えば社長さんのコメントをホームページに載せたりとかそういったことをして、できるだけ制度を多くの人に知ってもらうように考えていきたいと思っています。

土橋委員 もう一回、すいません。業者だけじゃなくて、新聞でこれだけ大きく出たんだけど、我々も知る必要もあると思うんです。例えば産廃業者の、うちの知っているここは幾つ星でと言われるような傾向になっていくと、いよいよ俺らも取らなきゃいけないのかなど。ISOが昔出たときに、大きな看板で、うちはこれを取得しましたよとかよく出ていた。取っているところはしっかりした業者だぞというイメージがものすごく。あれは取るのに金がかかり過ぎて更新することに問題があったのかもしれないけれども、うちのところにいる業者というのは、制度のうち幾つ星なんだというのを逆に我々が知っていく必要もすごくあると思う。それによって業者の人たちも、俺も取らにゃ格好悪いなど。例えばレストランでいえば、あそこは4つ星だぞとみんな言う、3つ星だぞとみんなが言うから、じゃ、そこへ食べに行ってみようかということがあると同じように、我々自身にも周知を徹底するような方法を考えなければいけないと思います。どう思いますか。

部長、しっかり答えてください、いきなり飛ばされて悪いかもしれないけれども。

井出森林環境部長 委員御指摘のとおり、この格付制度の趣旨は大きく2つございます。1点は、やはり適切な事業者の育成という観点から、この星を取っていただくことによりまして、より事業者が廃棄物事業者として、透明性あるいは処理の的確性が高まっていくことを目指すものでございます。800社あるわけですが、必ず5年に1度の更新がございまして、その5年に1度の更新の機会を捉まえて、こういった制度があるので、ぜひ積極的に活用してもらいたいということで私どものほうからきちんとアプローチをして、制度の理解と、登録に向けた取り組みを促していくということを1点やらせていただきたいと思います。

また、もう一点、この制度の目的は、排出事業者、どうしても事業者のほうで産業廃棄物を廃棄する場合に、一体どこへ捨てて、どこの業者さんに頼んだら適切に処理をしてもらえるのかと、これがなかなかわかりにくいという声を受けまして、この制度を創設したという経過がございまして、そのため、事業活動を行います県民の皆様、また事業者の皆様はこの格付制度をきちんと周知をし、それによりまして、委員御指摘のとおり、格付の高い業者さんには、きちんと責任を持って処理ができるということを県民の皆様方、事業者の皆様方にも私どものほうからきちんとPRする。この両方をもって、この制度をきちんと進めていく必要があると考えてございまして、まだ2件ということで非常に少のうございまして、これから機会を捉まえて確実に進みますよう取り組んでまいりますので、何とぞよろしく御指導のほうお願いしたいと思います。

(甲武信ユネスコパークの登録について)

古屋委員 一般質問で本会議でもございましたが、甲武信ユネスコパークの登録について少し中身をお聞きしたいと思います。まず既にことしの3月に国内の推薦が

決定されたという本会議の答弁をいただいているんですが、たしか私の記憶でいきますと、この甲武信ユネスコパークの推進に当たっての組織は、まず検討委員会が出発点であったと思うんですけども、その後、申請後、組織体制はどのように変わって、今、登録に向けて動いているのか、まずそこをお聞きしたいと思います。

村山みどり自然課長 明年春のユネスコへの登録を見据えまして、エコパークの取り組みをさらに一層進めるために、現在、登録推進協議会という名称で取り組みが進んできたところでございますが、その名称を推進協議会という形で改めました。また、新たに観光、農業、環境保全などの関係団体をメンバーに加えまして、推進体制を強化したところでございます。

古屋委員 それで、推進協議会に内容を変えたということでもありますけれども、3県10市がたしか参加していると思うんですけども、一番の課題となっているところは、生態系の保存をしっかりしていこうと、こういうことでございます。たしか今おっしゃられた推進協議会、これ、保全委員会か何かを新たに設置したと聞いているんですが、それと、ワーキング関係が、この間の一般質問の中では、ワーキングの中でもニホンジカのワーキングをつくったということなんですけど、その辺のワーキング関係は、それ以外にもどのようなワーキングをつくって生態系の保存なりをしていくのか、その辺について詳しいことがわかりましたら教えていただきたいと思います。

村山みどり自然課長 当該地域ですが、増加したニホンジカによる食害によります生態系への影響が非常に危惧されているところでございます。このため、ニホンジカの広域的な保護・管理を推進するために、協議会の中に、環境省や関係自治体で構成しますワーキンググループを設置したところでございます。現在、その具体的な対策に向けて検討に着手したところでございます。今後、必要に応じてシカ以外のワーキングは設置するというようになっておりますが、今、喫緊の課題という形で、最初にシカのワーキンググループを設置させていただいたところでございます。

古屋委員 それ以外のワーキングというのは、具体的にどんなようなワーキングを設置するのかお考えがあれば教えていただきたいと思います。

村山みどり自然課長 やはり当エリアは希少種がたくさんございます。そういった希少な動植物を保護していくようなワーキング、または今後いろいろな産物等のブランド化等も進めていくという形の中でブランド化のワーキングなど幾つかは挙がっておりますが、まだ登録前でございます。今、喫緊の課題という形で、まず登録前に登録を見据えて、シカのワーキングだけ先行して設置させていただいたところでございます。

古屋委員 それと、このユネスコエコパークというのは、今現在日本の中に9つあるわけでありまして。これが10番目の登録になるんですが、1月から審査が始まって、7月ごろ結果が出るというお話も聞いています。国内推薦したところは大体エコパークになるんですが、どうも機運づくりというんですか、我々役所に関係している人間と部内はそれなりにあるんですけども、全体的にユネスコのエコパークというのはどういうものかということが、いわゆる県民あるいは関連の自治体の皆さん、そんなに認識といいますか、情報もなかなか入ってい

ないので、国内推薦されているということはマスコミ等通じてあるんですけども、機運の高まりというのがまだまだ低いようです。登録に向けてのやはり機運の高まりも1つは、まちづくりなり、森づくりなり、環境づくりといった意味では大事なことだと思います。県はその辺はどのように取り組むつもりなのかお聞きしたいと思います。

村山みどり自然課長 登録に向けて、各自治体、3県10市町村ありますが、各地域で住民説明会等を行ったり、また、協議会の中でもイベントを行ったり、また、ポスターの掲出等をして機運の醸成を図ってきたところでございます。また、今後、明年春の登録という形がございます。それを契機にまたさらに一層住民の意識の醸成、機運の醸成等を図ってまいりたいと思います。

古屋委員 ぜひしっかりやっていただいて、地域のこういった取り組みは必要だと思いますから、見解は要りませんが、御努力を引き続いてお願い申し上げ、終わります。

その他

- ・ 本委員会が審査した事件に関する委員会報告書の作成及び委員長報告については委員長に委任された。
- ・ 閉会中もなお継続して調査を要する事件は、配付資料のとおり決定された。
- ・ 継続審査案件調査の場所等の決定は委員長に委任され、県内調査を10月31日に実施することとし、詳細については、後日通知することとされた。
- ・ 閉会中の継続審査にかかる8月28日から30日に実施した県外調査について、議長あてに報告を提出したことが報告された。

以 上

土木森林環境委員長 大柴 邦彦